

令和2年3月27日（金）  
午後3時  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第5号 職員の分限処分について

報告第6号 職員の分限処分について

報告第7号 新型コロナウイルス感染症に伴う自主登校園実施の協力依頼について

議決事項

議案第4号 寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

議案第5号 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

議案第6号 寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則を廃止する規則について

議案第7号 令和2年度学校園に対する指示事項について

議案第8号 寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第9号 寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第10号 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の制定について

署名人

高須教育長

秋元委員

## 2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月22日～3月27日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
2	23	日	寝屋川ハーフマラソン2020(中止)	大会	寝屋川公園他
	25	火	3月市議会定例会(第1日)	委員会付託(現年度議案)	市議会議場
	26	水	予算決算常任委員会(文教生活分科会)	付託事件審査(現年度議案)	議会棟5階 第2委員会室
	27	木	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採択	議会棟5階 第2委員会室
	28	金	3月市議会定例会(第2日)	市政運営方針(演説)、委員会付託(新年度議案)、委員長報告(現年度議案)	市議会議場
3	1	日	ラグビーフェスティバル(中止)	イベント	摂南大学
	2	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	5	木	3月市議会定例会(第3日)	代表質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	6	金	3月市議会定例会(第4日)	代表質問	市議会議場
	11	水	文教生活常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(新年度議案)	議会棟5階 第2委員会室
	12	木	文教生活常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(新年度議案)	議会棟5階 第2委員会室
	13	金	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
			第2回文化振興会議	審議会	本庁2階 特別会議室1
	18	水	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
	19	木	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
			幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市内各幼稚園
			令和元年度第5回社会教育委員会	1. 令和元年度全国社会教育研究大会兵庫大会報告、2. 令和元年度社会教育部事業報告及び令和2年度事業計画について、3. 令和元年度及び令和2年度社会教育関係団体への補助事業について、4. 令和2年度社会教育施策に関する提案書の回答について、5. その他	議会棟5階 第2委員会室
	20	金	市民ウォーキング(中止)	ウォーキング	寝屋川市役所～野崎観音
21	土	市指定文化財特別公開(～23日)(中止)	市指定文化財公開	法安寺	
23	月	3月市議会定例会(第5日)	委員長報告(新年度議案)、追加事件即決	市議会議場	

月	日	曜	行事名	内容	場所
3	26	木	高宮廃寺跡保存活用検討会	審議会	議会棟5階 第2委員 会室
	27	金	教育委員懇話会		議会棟5階 第3会議 室
			教育委員会3月定例会		議会棟5階 第2委員 会室

3月・4月教育委員会行事計画書

(3月28日～4月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
3	28	土	寝屋川市カローリング大会(中止)	大会	市民体育館
4	3	金	市民体育大会総合開会式(中止)	式典	アルカスホール
	5	日	市民体育大会テニスの部	大会	寝屋川公園
	6	月	小学校入学式		市立各小学校
	7	火	中学校入学式		市立各中学校
	8	水	教育委員会表彰審査会	会議	議会棟5階 第2委員会室
			幼稚園入園式		市立各幼稚園
	10	金	大阪府都市教育長協議会 総会・4月定例会	会議	ホテルアウィーナ大阪
	12	日	市民体育大会空手道の部	大会	市民体育館
	13	月	校長役員会	4月校長会の案件について	総合教育研修センター
	17	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	19	日	市民体育大会バスケットボールの部	大会	市民体育館
	20	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	26	日	市民体育大会サッカーの部	大会	各中学校他
市民体育大会バスケットボールの部			大会	市民体育館	
27	月	教育委員会4月定例会		議会棟5階 第2委員会室	
29	水	市民体育大会バレーボールの部	大会	市民体育館	

報告第5号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年3月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和2年9月26日まで休職を命ずる

令和2年3月27日

寝屋川市教育委員会

報告第6号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年3月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫



# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和2年4月3日まで休職を命ずる

令和2年3月4日

寝屋川市教育委員会

報告第7号

新型コロナウイルス感染症に伴う自主登校園実施の協力依頼について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年3月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

令和2年3月1日

寝屋川市立小・中学校長 様

人・ふれあい部 危機管理監  
学校教育部 教育監

新型コロナウイルス感染症に伴う自主登校園実施の御協力について（依頼）

平素は本市市政運営の推進に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、2月27日に政府は、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで、臨時休業するよう要請すると表明されました。本市におきましても政府の方針に準じた対応を行うことを決定しましたが、働く保護者の負担を軽減するため、3月2日（月）から3月24日（火）までの間、市職員を配置し、自主登校園を実施することとしました。

自主登校園を実施するに当たりましては、市職員を配置しますが、各小学校におかれましては、御支援・御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

この度は、危機管理監として、御依頼が遅くなったことを深くお詫び申し上げます。

担当：防災課

内線：12305

令和2年3月1日

学校教育部

教育監 田井 秀夫 様

危機管理監 荻野 裕嗣

新型コロナウイルス感染症に伴う自主登校園実施の御協力について（依頼）

平素は本市市政運営の推進に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、2月27日に政府は、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで、臨時休業するよう要請すると表明されました。本市におきましても政府の方針に準じた対応を行うことを決定しましたが、働く保護者の負担を軽減するため、3月2日（月）から3月24日（火）までの間、市職員を配置し、自主登校園を実施することとしました。

自主登校園を実施するに当たりましては、市職員を配置しますが、各小学校におかれましては、御支援・御協力を賜りますようよろしくお願いします。

この度は、御依頼が遅くなったことを深くお詫び申し上げます。

担当：防災課

内線：2305

議案第4号

寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する  
規則について

寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

機構改革に伴い、学務課が所掌する市立幼稚園の入園、退園、保育料に関する事務をこども部保育課長の職にある者に補助執行させるため、寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則に当該事務を追加する。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する  
規則

寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則（昭和 61 年寝屋川市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

4 委員会は、委員会の事務のうち、次の各号に掲げる事務をこども部保育課長の職にある者に補助執行させる。

- (1) 市立幼稚園の入園及び退園に関すること。
- (2) 市立幼稚園の保育料の決定及び徴収等に関すること。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

No. 1

改正案	現 行
<p>第1条（略）</p> <p>第2条第1項～第3項（略）</p> <p>4 <u>委員会は、委員会の事務のうち、次の各号に掲げる事務を</u>  <u>こども部保育課長の職にある者に補助執行させる。</u></p> <p>(1) <u>市立幼稚園の入園及び退園に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市立幼稚園の保育料の決定及び徴収等に関すること。</u></p> <p>附 則  この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条第1項～第3項（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>附 則</p>

議案第5号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

学務課所管事務がこども部保育課に変更されることに伴い、同規則の改正が必要となったため。



寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（昭和50年寝屋川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の表学校教育部 学務課の項事務分掌の欄第15号から第18号までを削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則

No. 1

改正案				現 行			
第5条 第2条第1項に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。				第5条 第2条第1項に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。			
部	室	課	事務分掌	部	室	課	事務分掌
学校教育 部		学務課	(1) 通学区域及び適正就学に関すること。 (2) 児童及び生徒の転出入に関すること。 (3) 学齢簿の作成及び管理に関すること。 (4) 学級編成に関すること。 (5) 学校園に係る調査に関すること。 (6) 教科書の無償給与事務に関すること。 (7) 学校園の設置及び廃止に関すること。 (8) 通学路及び学童交通指導員等通学安全に関すること。 (9) 学校保健に関すること。 (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び市立校園 PTA 協議会安全共済会との連絡調整に関	学校教育 部		学務課	(1) 通学区域及び適正就学に関すること。 (2) 児童及び生徒の転出入に関すること。 (3) 学齢簿の作成及び管理に関すること。 (4) 学級編成に関すること。 (5) 学校園に係る調査に関すること。 (6) 教科書の無償給与事務に関すること。 (7) 学校園の設置及び廃止に関すること。 (8) 通学路及び学童交通指導員等通学安全に関すること。 (9) 学校保健に関すること。 (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び市立校園 PTA 協議会安全共済会との連絡調整に関

改正案				現 行			
			<p>すること。</p> <p>(11) 府費負担教職員の人事に関するすること。</p> <p>(12) 府費負担教職員の労務管理に関するすること。</p> <p>(13) 府費負担教職員の健康管理及び福利厚生に関するすること。</p> <p>(14) 公立幼稚園の運営管理に関するすること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>				<p>すること。</p> <p>(11) 府費負担教職員の人事に関するすること。</p> <p>(12) 府費負担教職員の労務管理に関するすること。</p> <p>(13) 府費負担教職員の健康管理及び福利厚生に関するすること。</p> <p>(14) 公立幼稚園の運営管理に関するすること。</p> <p><u>(15) 私立幼稚園の助成及び連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(16) 公立幼稚園の保育料の調定及び徴収に関すること。</u></p> <p><u>(17) 私立幼稚園に係る施設等利用費の支給に関すること。</u></p> <p><u>(18) 私立幼稚園に係る地域子ども・子育て支援事業（副食の提供に要する費用の助成に限る。）に関すること。</u></p>

議案第 6 号

寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則を廃止する規則について

寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則を廃止するため、教育委員会の議決を  
求める。

令和 2 年 3 月 27 日 提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和 2 年 3 月市議会定例会において、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条  
例の一部を改正する条例が議決されたことを受け、本規則を廃止するため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則を廃止する規則

寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則（平成 25 年寝屋川市教育委員会規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第7号

### 令和2年度学校園に対する指示事項について

別紙のとおり令和2年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

#### 提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。

議案第8号

寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則の一部を改正する規則に  
ついて

寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立埋蔵文化財資料館の開館時間、休館日を変更するため。

寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則（昭和 56 年寝屋川市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「午後 5 時 30 分」を「午後 5 時 15 分」に改める。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 月曜日及び火曜日

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



# 寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則

No. 1

改 正 案	現 行
<p>(開館時間) 第2条 寝屋川市立埋蔵文化財資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日) 第3条 資料館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) <u>毎週の月曜日及び火曜日</u></p> <p>(3) 特別展示等準備期間(前2号に掲げる日のほか、年間7日以内で教育委員会が定める日)</p> <p>(職) 第4条 (略)</p> <p>(職務) 第5条 (略)</p>	<p>(開館時間) 第2条 寝屋川市立埋蔵文化財資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日) 第3条 資料館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) <u>毎月の第4月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)</u></p> <p>(3) 特別展示等準備期間(前2号に掲げる日のほか、年間7日以内で教育委員会が定める日)</p> <p>(職) 第4条 (略)</p> <p>(職務) 第5条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(委任) 第6条 (略)</p> <p>附 則 <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(委任) 第6条 (略)</p> <p>附 則 <u>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>

議案第9号

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、寝屋川市スポーツ推進委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市スポーツ推進委員が令和2年3月31日で任期満了のため。

## 寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

### 1 委嘱委員数

寝屋川市スポーツ推進委員会 24名

### 2 委嘱委員名

委員構成 (スポーツ基本法第32条)		氏名	経歴等
第1項	社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者	葛城 裕也	教員免許（保健体育）（陸上・スキー）
		武田 和恵	C級スポーツ指導員（バレーボール）
		金谷 満	寝屋川市スポーツインストラクター（ラグビー・バスケット）
		豊川 茂	寝屋川市スポーツインストラクター・理学療法士（テニス）
		大束 貢生	大学教員・寝屋川市スポーツインストラクター（ラグビー）
		菅原 智彦	上級身体障害者スポーツ指導員（障害者スポーツ）
		廣瀬 訓子	寝屋川市スポーツインストラクター（バドミントン）
		重久 千晶	教員免許・健康運動指導士（バスケットボール）
		荒井 義高	寝屋川市スポーツインストラクター（幼児体育）
		上村 由美子	教員免許（小学校）（陸上競技）
		田淵 典一	ジュニアスポーツインストラクター（ヨガ・ピラティス）
		宮前 佳子	寝屋川市スポーツインストラクター・サッカーC級コーチ（サッカー）
		橋爪 明子	寝屋川市スポーツインストラクター・スポーツ少年団指導員（バレーボール）
		濱 かづ葉	寝屋川市スポーツインストラクター（体操・ウォーキング）
		高橋 真人	寝屋川市スポーツインストラクター（ヨガ・ピラティス）
		大久保 こづえ	教員免許（小学校）・スタートコーチ（ラグビー）
		奥田 綾子	健康管理士・整体師・骨盤呼吸器体格指導士・寝屋川市スポーツインストラクター
黒松 与子	寝屋川市スポーツインストラクター		
井上 和也	コンディショニングトレーナー・健康運動指導士（陸上競技）		

委員構成 (スポーツ基本法第32条)		氏名	経歴等
第1項	社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者	外山 栄子	寝屋川市スポーツインストラクター・ジュニアスポーツ指導員
		箭木 剛之	寝屋川市スポーツインストラクター・ジュニアスポーツ指導員
		藤井 龍英	寝屋川市スポーツインストラクター
		船越 利加	寝屋川市スポーツインストラクター
		菊田 浩二	寝屋川市スポーツインストラクター

### 3 任期

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第10号

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の制定について

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の制定について、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会設置に伴い、必要な事項を定めるため。

寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。この場合において、第11号から第15号までの委員の任命に当たっては、あらかじめ市長と協議するものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 図書館に関し識見を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）で活動する図書館関係団体（市内を含む地域で活動する団体を含む。）の構成員
- (4) 寝屋川市立小学校の校長
- (5) 寝屋川市立中学校の校長
- (6) 寝屋川市立幼稚園の園長
- (7) 寝屋川市立保育所の所長
- (8) 経営企画部企画一課の課長
- (9) 福祉部障害福祉課の課長
- (10) こども部子育て支援課の課長
- (11) こども部保育課の課長
- (12) 学校教育部学務課の課長
- (13) 学校教育部教育指導課の課長

(14) 社会教育部社会教育課の課長

(15) 社会教育部中央図書館長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から翌年3月31日までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、調査審議の結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会教育部中央図書館において処理する。

(委任)



第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。